

# 大型・中型・準中型・けん引免許取得助成金交付要綱

公益社団法人佐賀県トラック協会

## (目的)

**第1条** この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会(以下「佐ト協」という。)の会員事業者(以下「事業者」という。)が運送事業における若年層等の労働力を確保するため、自社の運転者が「大型免許」、「中型免許(中型限定解除を含む。）」、「準中型免許(準中型限定解除を含む)」及び、「けん引免許」(以下「大型・中型・準中型・けん引免許」という。)を取得するための費用に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

## (助成対象)

**第2条** 当該年度内において、会員事業者の県内営業所に在籍している運転者及び採用予定の運転者で、「大型・中型・準中型・けん引免許」を取得した者を対象とする。  
2 助成対象者は、助成金交付後に当該事業所を1年以内に退職しないことを同意した者に限る。

## (助成金額)

**第3条** 助成金の交付額は、事業者に在籍する運転者で、当該年度に「大型・中型・準中型・けん引免許」を取得した者に対し、次の表に掲げる金額を上限として助成する。

- |                  |     |
|------------------|-----|
| (1) 大型免許         | 5万円 |
| (2) 中型免許         | 3万円 |
| (3) 準中型免許        | 3万円 |
| (4) けん引免許        | 3万円 |
| (5) 中型・準中型免許限定解除 | 2万円 |

2 1事業者当たり3名を限度とする。

## (助成対象期間)

**第4条** 原則として、当該年度の2月末日までに免許を取得し、且つ運転免許取得費用の支払を完了した者とする。

2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

## (助成金の交付申請)

**第5条** 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号の大型・中型・準中型けん引免許取得助成事業実績報告書(助成金交付請求書)、様式2号の免許取得者名簿、様式3号の誓約書、様式4号の免許取得者在職証明書に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 免許取得者名簿(様式2)
- (2) 誓約書(様式3)
- (3) 免許取得者在職証明書(様式4)
- (4) 運転者台帳(写)
- (5) 健康保険証(写)
- (6) 運転免許証(写)
- (7) 教習所への支払を証明する書類(事業者宛の領収書(写))

### (助成金の交付)

**第6条** 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

### (交付決定の取消しと助成金の返還)

**第7条** 事業者は、第5条に基づき提出された書類について、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、大型・中型・準中型・けん引免許取得助成金返納報告書(様式5)にて速やかに佐ト協に報告し、佐ト協は当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令もしくはこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 事業者<sup>1</sup>に在籍している運転者が、当該助成金交付後1年以内に退職したとき。

2 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

### (個人情報管理)

**第8条** 本助成金交付申請提出書類に記載された個人情報については、免許取得に係る事実確認のため当該教習所又は自動車学校に照会する場合を除き、第三者への開示は行わないものとする。

### (保存期間)

**第9条** 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

### (附則)

本要綱は、平成30年4月1日より施行する。

### (附則)

本要綱は、2019年4月1日より施行する。